

# ○北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 23 日条例第 15 号

最近改正 平成 30 年 2 月 23 日条例第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣された職員の給与)

**第 2 条** 市町村及び北海道（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の給与については、当該職員を派遣した市町村等における一般職の職員の給与に関する規定の例による。ただし、派遣された職員の給与が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないと広域連合長が認めるときは、当該職員を派遣した市町村等の長との協議により、その者の給与を別に定めることができるものとする。

**2** 前項の場合において、広域連合長は、必要に応じ、給与の支給に関する事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道職員の給与に関する条例の準用)

**第 3 条** 職員（前条第 1 項に規定する職員を除く。）に支給する給与は、北海道職員の給与に関する条例（昭和 27 年北海道条例第 75 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平 30.2.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。